

職業能力評価制度の概要

外部労働市場に一定の通用力※を有する職業能力評価制度として、
新たに団体等検定を創設（令和6年3月1日）

※合格者は一定の業界で採用・昇進の考慮要素となる、資格手当等の処遇に反映されることが期待される等

	技能検定	新 団体等検定	認定社内検定
概要	名称独占の国家資格 (技能士)	要件を満たす民間検定を厚生 労働大臣が認定※ ※検定の枠組みを認定 (国家資格ではない)	要件を満たす社内検定を厚生 労働大臣が認定※ ※検定の枠組みを認定 (国家資格ではない)
実施機関	都道府県又は民間団体が実施	民間団体・個別企業が独自に実施	民間団体・個別企業が独自に実施
対象技能・ 対象者	・全国的に業界標準が確立され た技能 ・一定数の受検者が見込める職 種 (概ね年間1000人以上) ・実施機関の雇用労働者以外 も対象	・地場産業、成長分野など業界 標準が確立していない技能も 対象 (検定の安定的な運営が見込まれ る受検者数であれば可) ・実施機関の雇用労働者以外 も対象	・個別企業、団体において先進 的・特有の技能 ・実施機関の雇用労働者のみが 対象(団体が実施する場合には会 員企業の労働者)
評価方法	・学科試験＋実技試験により評価 ・労働者のスキル向上に資するため、原則として複数等級		

※ 1 講習部分の認定は行えない。

※ 2 更新を前提とした資格制度の認定は行えない。